

6. 水洗化工事について

家庭の台所・風呂場・トイレなどから出る家庭排水を下水道に流すために、個人の敷地内に設置する排水管や接続することを「排水設備」といいます。排水設備を設置し下水道に接続する「排水設備工事（水洗化工事）」は、個人負担で行っていただくことになります。

せっかく下水道が整備されても地域のみなさまに接続して利用していただかないと、生活環境の改善や、川や海の水質保全という下水道の効果を得ることができません。

そこで、供用開始区域となった地区にお住まいのかたには、次のことをお願いします。

- ① 台所、風呂場などからの生活排水は、できるだけ早く排水設備を設置し、下水道本管に接続してください。（下水道法第10条）
- ② 既存の浄化槽については廃止し、排水を直接下水道本管に流すための工事を行ってください。（下水道法第10条）
- ③ 供用開始区域内の建物は、供用開始の告示日から3年以内に汲み取りトイレから水洗トイレに改造することが義務付けられています。（下水道法第11条の3）
また、供用開始の告示後に供用開始区域内で家を新築される場合は、水洗トイレにしないと家屋を建てることはできません。（建築基準法第31条）

排水設備工事の例

